

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年9月10日

月曜日

第440号

目次

公 告

○土地改良区の役員の就退任	1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	4

公 告

土地改良区の役員の退任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員であった次の者が平成30年7月22日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	津 田 修	富山市婦中町下邑 192番地
同	竹 森 靖 彦	同 同 下吉川2311番地
同	金 田 修 一	同 同 友坂 489番地
同	平 井 惠 作	同 同 蓮花寺 594番地
同	嘉 指 義 信	同 同 富崎 213番地
同	丹 波 修	同 同 長沢 4535番地
同	大間知 一 夫	同 同 羽根 437番地
同	村 井 勉	同 同 長沢 6198番地
同	原 忠	同 同 河原町 330番地
同	小 森 雅 廣	同 同 富川 276番地
同	中 田 一 雄	同 同 下条 278番地

同	小 沢 良 三	同 同	小長沢2147番地
同	沢 田 毅	同 同	羽根 212番地
同	沢 井 正 二	同 同	小長沢1597番地
同	矢 郷 博 昭	同 同	友坂 302番地 3
監 事	浦 上 秀 吉	同 同	富崎 140番地 2
同	浅 岡 孝 光	同 同	下条 465番地 2
同	青 山 文 雄	同 同	新町 1261番地

土地改良区の役員の就任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員に次の者が平成30年7月23日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	津 田 修	富山市婦中町下邑 192番地
同	竹 森 靖 彦	同 同 下吉川2311番地
同	矢 郷 博 昭	同 同 友坂 302番地 3
同	村 井 勉	同 同 長沢 6198番地
同	浦 上 秀 吉	同 同 富崎 140番地 2
同	小 沢 良 三	同 同 小長沢2147番地
同	沢 井 正 二	同 同 小長沢1597番地
同	原 忠	同 同 河原町 330番地
同	平 井 務	同 同 蓮花寺 598番地
同	大 田 正 喜	同 同 長沢 5184番地
同	齊 藤 重 成	同 同 友坂 432番地
同	大間知 修 平	同 同 羽根 284番地
同	吉 田 正 道	同 同 下条 629番地

同	太田	宏	同	同	羽根	311番地
同	数川	義春	同	同	富川	257番地
監事	武部	孝幸	同	同	下条	421番地
同	藤田	均	同	同	河原町	240番地
同	荒木	勲	同	同	新町	1449番地3

土地改良区の役員の退任

入善土地改良区の役員であった次の者が平成30年5月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月10日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
監事	湯島 弘	下新川郡入善町青木 2773番地

土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が平成30年7月23日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月10日

富山県知事 石井 隆 一

職名	氏名	住所
監事	藤原 武秋	下新川郡入善町青木 2288番地

土地改良区の役員の就任

黒部川左岸土地改良区の役員に次の者が平成30年8月13日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一
職 名 氏 名 住 所
理 事 大 野 久 芳 黒部市生地 246番地 1

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成30年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 F - s i t e
- 3 代表者の氏名
稲林 忠雄
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市下富居二丁目7番37号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、一般市民に対して映像および演劇などをはじめとする芸能に関する分野を機軸にした文化の向上を図るための調査研究・教育普及を幅広く行うとともに、市民や各種団体に助言や提案、支援・協力を行うための仲介役として機能し、自らも新たな文化の創造、スポーツの振興、次世代を担う人材の育成を推進することをもって社会教育、健全なまちづくり、市民生活の向上とホスピタリティーの醸成、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。